

【人生100年時代】長寿を喜び合えるまちを目指して

医療の発達などにより平均寿命が延び、「人生100年」も近いといわれる現在。市は、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、30年度から第8次北上市高齢者福祉計画・第7期北上市介護保険事業計画に基づく取り組みを進めます。

計 市の高齢者の現状と推

29年9月末現在、市の人口は9万2870人、高齢化率は26・5%です。今後、総人口は緩やかに減少していきますが、高齢者人口は年々増加していくことが予測されます。また、現在介護保険の要

■市内の要介護認定者数と高齢化率



介護認定を受けている人は4530人で、要支援1〜要介護1の軽度者と認定される人が増加傾向にあります。

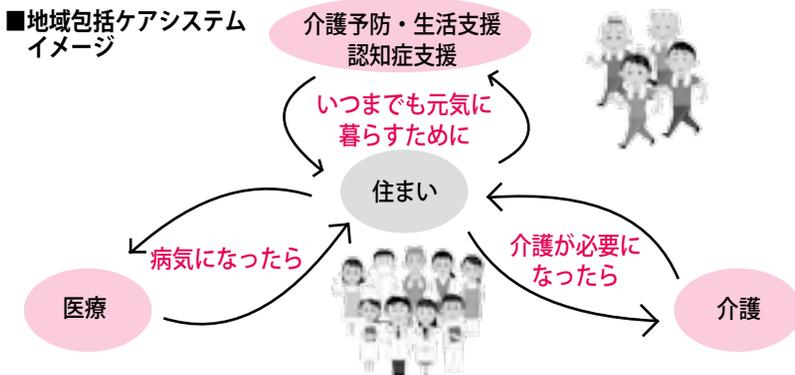
市が目指す将来像

市が目指すのは「介護や医療が必要になっても、世代を超えた地域のつながりの中で安心して暮らすことができ、いくつになっても自らの意志で自分らしく生きることができ、長寿を喜びあえるまち」です。

高齢者やその家族を中心として、多様な主体によるまじぐるみの支え合いを推進します。「人生100年時代」に備え、老後の不安を長寿の喜びに変えられる社会へ転換するための仕組みづくりを、段階的に行います。

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、医療・介護や生活の支援が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能な限り人生の最期まで続ける



ことができるよう、住まいを中心に「医療・介護・予防・生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことで、団塊の世代が75歳以上になる2025年までに、この体制づくりを行うことが求められています。

重点的な取り組み

▼多職種による医療と介護の連携の強化

27年2月に北上市済生会病院内に開設した「北上市在宅医療介護連携支援センター」を連携拠点として、医療と介護を一体的に提供できる環境整備を進めます。在宅チームケアの体制構築に向けた「連携ツール」づくりや、医療・介護人材の育成を重点的にを行います。

▼地域を支える住民活動の担い手への支援

介護予防・日常生活支援総合事業「住民主体の支え合い



小・中学校で開催している「孫世代の認知症講座」



いきいき百歳体操をする皆さん。現在市内で41団体が取り組んでいます



医療・介護・福祉の多職種による事例検討会「ケアラボ@きたかみ」

事業」の推進、「ご近所おたすけサポーター」の養成などに取り組み、暮らしを身近で支える活動主体を増やしていきます。また、就労やボランティアなど、高齢者一人一人が趣味や特技を生かし、社会を支える力として活躍できる新たな仕組みづくりに取り組みます。

▼住民が取り組む健康長寿に向けた活動の推進

高齢期を元気に自分らしく過ごすためには、日々の健康維持・予防の取り組みが重要です。「いきいき百歳体操」を題材に、地域づくりの一環として行う介護予防活動への支援を行います。健康長寿の3つの柱と言われる「身体活動・栄養・社会参加」をバランスよく取り入れながら、元気な時からの健康づくりを推進します。

▼認知症高齢者を支えるための取り組み

認知症の人を地域全体で支えていくため、「認知症サポーター養成講座」を積極的に開催し、正しい知識の普及に努めます。本年度作成した「北上市認知症安心ガイド」を活用しながら、広く認知症の

理解促進に取り組みます。認知症早期支援のための仕組みとして、「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料が変わります

市は、施設整備計画の見直しや介護保険料の改定など、介護保険事業に関わる保険給付の実施に関して、3年ごとに計画策定を行うことが介護保険法で義務付けられています。30年度から32年度までの介護サービスに必要な費用の見込みをもとに介護保険料を算出した結果、基準額は月額6110円となる予定です。これまでの月額5170円から、940円の増加となります。各区分の対象や保険料は下表のとおりです。

一人一人の保険料は、介護保険の大切な財源です。社会全体で制度を支えていきたいと思います。

問い合わせ

長寿介護課

☎72-8218

◆30～32年度の介護保険料

区分	基準額に対する割合(保険料率)	対象	月額(円)	年額(円)
第1段階	0.45	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金受給者のうち、世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	2,750	33,000
第2段階	0.65	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	3,972	47,600
第3段階	0.75	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4,583	54,900
第4段階	0.90	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	5,499	65,900
第5段階	1.00 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	6,110	73,300
第6段階	1.20	本人に住民税が課税されていて本人の合計所得金額が120万円未満の人	7,332	87,900
第7段階	1.30	本人に住民税が課税されていて本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	7,943	95,300
第8段階	1.50	本人に住民税が課税されていて本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	9,165	109,900
第9段階	1.70	本人に住民税が課税されていて本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	10,387	124,600
第10段階	1.90	本人に住民税が課税されていて本人の合計所得金額が500万円以上1000万円未満の人	11,609	139,300
第11段階	2.00	本人に住民税が課税されていて本人の合計所得金額が1000万円以上の人	12,220	146,600